



「施工の省力化に配慮した住宅部品のガイドライン」および「リフォーム工事中の騒音・振動・粉塵対策に配慮した住宅部品のガイドライン」を制定しました

2026年7月21日

一般財団法人ベターリビング

一般財団法人ベターリビングでは、昨今の社会問題化している労働力不足に対応するため、住宅工事の課題である「施工の省力化」に向けた配慮事項を整理し、『施工の省力化に配慮した住宅部品のガイドライン』として制定し、2026年7月21日に公表しました。

また、住宅ストックの長期利活用に向け、リフォーム工事で問題となりがちな「騒音・振動・粉塵対策」についても、住宅部品メーカーとして対応できる配慮事項を整理し、『リフォーム工事中の騒音・振動・粉塵対策に配慮した住宅部品のガイドライン』として制定し公表しました。

当財団では、関係企業・団体のニーズや認定取得見込みを把握したうえで、制定したガイドラインの内容を順次「優良住宅部品認定基準」に反映させ、社会貢献優良住宅部品（B L-bs 部品）として認定、普及を図ることで、施工の省力化並びに住宅ストックの活用に向けた取り組みを推進してまいります。

ガイドラインは、当財団ホームページでダウンロードいただけます。

ぜひご参照ください。

<https://www.cbl.or.jp/blsys/labor-saving/index>



1. ガイドライン制定の背景

我が国における労働力の減少は社会問題化してきており、住宅工事において、労働力不足に対応するための「施工の省力化」が共通的な課題であり、住宅部品メーカーにとってもその対応が求められてきています。

当財団では、財団の中長期計画に基づき、2024年1月に「住宅部品関連業務の中長期戦略 2024」を策定し、住宅部品の施工省力化への実現に向けて取り組みを行ってきています。2024年度には住宅部品業界が横断的に取り組むべき共通課題を整理し、その課題解決に向けた方策に配慮した住宅部品のガイドラインを制定するため、「施工の省力化に配慮した住宅部品のガイドライン」の原案を作成しました。同様に、住宅ストックの長期利活用に向けて、リフォーム工事で問題となりがちな騒音・振動・粉塵対策についても、住宅部品メーカーとして対応できる配慮事項を整理し、「リフォーム工事中の騒音・振動・粉塵対策に配慮した住宅部品のガイドライン」の原案を作成しました。

翌2025年度には、前年度に作成した両原案をガイドラインとして取りまとめることを目的に「施工の省力化ガイドライン検討委員会」（委員長：東京都市大学 小見康夫教授）及び「検討WG」を設置し、有識者並びに業界団体等の意見を取り入れてガイドラインとして制定し、この度ガイドラインを公表しました。

当財団では、制定したガイドラインの内容を優良住宅部品認定基準の付加基準に反映させ、施工の省力化等に配慮した社会貢献優良住宅部品（B L-bs 部品）の認定、普及を行うことによって、施工の省力化並びに住宅ストックの活用に向けた取り組みを進めていくことを目指しています。

2. 制定したガイドラインでの配慮事項

『施工の省力化に配慮した住宅部品のガイドライン』

本ガイドラインでは、労働力不足への対応として、次の 3 つの観点から施工の省力化に対する配慮事項を取りまとめています。

(1) 作業時間の短縮化

本項目では工法や材料の工夫、または新しい工法や材料を用いること、さらには作業工程をより効率化することによって作業時間の短縮化を図り、施工の省力化を進めるための配慮事項（全 7 項目）を示しています。

(2) 作業負担の軽減化

作業者に対する作業負担の軽減を図ることにより、経験の少ない技能労働者の参入を促進し、定着化を図ることで技能労働者を確保するための配慮事項（全 3 項目）を示しています。

(3) 技能労働者の育成

施工説明書の映像化や多言語化を行うこと、さらには住宅部品メーカー自らが技能労働者を養成するための活動を行っていることなど技能労働者を育成するための配慮事項（全 2 項目）を示しています。

「施工の省力化に配慮した住宅部品のガイドライン」（本文のみ抜粋）

1 作業時間の短縮化	
(1) 製品のユニット化・パネル化・パッケージ化	【必須項目】（2点）
製品のユニット化・パネル化またはパッケージ化により、作業工程の短縮化や簡略化が図られている。	
(2) カバー工法	【選択項目】（2点）
リフォーム工事において、カバー工法を用いた製品で、既存製品の撤去や躯体を壊すなどの大掛かりな工事を不要とし、作業工程の短縮化や簡略化が図られている。	
(3) 後付け設置工法	【選択項目】（2点）
リフォーム工事において、後付け設置工法を用いた製品で、既存の製品を撤去することなく、新たな製品を新設することで、作業工程の短縮化や簡略化が図られている。	
(4) 新材料の使用	【選択項目】（1点）
新材料を用いた製品で、作業工程の短縮化や簡略化が図られている。	
(5) 躯体との取り付け部の作業の削減	【選択項目】（1点）
製品と躯体との接合方法または納まりは、現場での作業工程の短縮化や簡略化が図られている。	
(6) 電気設備工事等の効率化	【選択項目】（2点）
電気設備工事、給排水設備工事などとの取り付け部において、作業工程の短縮化や簡略化が図られている。	
(7) その他作業時間の短縮化	【選択項目】（1点）
その他、作業時間の短縮化を図るために、製品仕様または施工方法等に工夫がされている。	



2 作業負担の軽減化

- | | |
|--|-------------|
| (1) 製品等サイズの小型化 | 【選択項目】(2点) |
| 作業負担を軽減するために、製品本体または部材、パーツは持ち運びやすく、階段の上下移動及びエレベーター搬入等も考慮した取り回しのきくサイズの小型化が図られている。 | |
| (2) 製品等重量の軽量化 | 【選択項目】(2点) |
| 誰でもが持ち運びがしやすいように、製品本体または部材、パーツ重量の軽量化が図られている。 | |
| (3) その他作業負担の軽減化 | 【選択項目】(各1点) |
| 1) その他作業負担を軽減するために製品仕様に工夫がされている。 | |
| 2) その他作業負担を軽減するための支援機材が用意されている。 | |

3 技能労働者の育成

- | | |
|-------------------------------------|-------------|
| (1) 施工説明書の工夫 | 【選択項目】(各1点) |
| 次に示すような施工説明書の工夫に関するいずれかの取組みが行われている。 | |
| 1) 施工説明書の映像化が行われている。 | |
| 2) 外国人技能労働者用に施工説明書の多言語化がされている。 | |
| (2) 住宅部品メーカーにおける技能労働者の育成 | 【選択項目】(2点) |
| 当該自社製品の施工を対象とした技能労働者の育成を行っている。 | |



『リフォーム工事中の騒音・振動・粉塵対策に配慮した住宅部品のガイドライン』

本ガイドラインでは、リフォーム工事中において、騒音・振動・粉塵への対策として、居住者や周辺住民等への負担を軽減するための配慮事項のうち、住宅部品メーカーとして製品側で対応できる配慮事項を取りまとめています。

- (1) 騒音・振動の発生低減
製品設置時の工事騒音及び振動の発生低減に向けた配慮事項を示しています。
- (2) 粉塵の発生低減
製品設置時の粉塵の発生低減に向けた配慮事項を示しています。

「リフォーム工事中の騒音・振動・粉塵対策に配慮した住宅部品のガイドライン」

(本文のみ抜粋)

1 騒音・振動・粉塵への配慮

- | | |
|---|------------|
| (1) 騒音・振動の発生の低減に配慮した製品仕様または施工仕様 | 【必須項目】(2点) |
| 製品設置時の工事騒音及び振動の発生の低減に配慮した製品仕様または施工仕様で、その対策内容を明確にしている。 | |
| (2) 粉塵の発生の低減に配慮した製品仕様または施工仕様 | 【必須項目】(2点) |
| 製品設置時に粉塵の発生の低減に配慮した製品仕様または施工仕様で、その対策内容を明確にしている。 | |

3. ガイドラインの活用方法

ガイドラインは、全品目を対象とした一般的な配慮事項として整理しています。従って、本ガイドラインの内容をB L-bs 部品の付加基準として反映させるにあたっては、品目毎に次の事項について検討を行ったうえで評価項目として適用します。

なお、リフォーム工事中のガイドラインについては、騒音・振動・粉塵対策に特化したものであるため、全配慮事項を必須項目としています。

(1) 評価項目として適用の可否

評価項目として採用しようとするガイドラインでの配慮事項が、品目毎の状況に合っているか確認、検討したうえで適用します。品目によって該当しない配慮事項がある場合もあり、この場合は当該項目を評価項目から除いて適用します。

(2) 必須項目と選択項目の設定

施工の省力化に対する対処方法は一つではなく、組み合わせなどを含めていろいろな対処方法が考えられます。このため、本ガイドラインにおける配慮事項は、「必須項目」と「選択項目」に分けて記載しています。評価項目として適用する際には、品目毎の状況に応じて「必須項目」と「選択項目」は変更して使用することも可能です。

(3) 選択する項目数の設定

選択項目の活用方法に関しては、必須項目に加えて何項目以上の選択項目に対応することを要求事項とする方法、または効果の程度に応じて各選択項目を点数化し、合計で何点以上の対応をすることを要求事項とする二つの使用方法があげられます。どちらかの方法を要求事項として設定しますが、通常の品目では選択する項目数を設定する方法を用いることを想定しています。

(4) その他の配慮事項の検討

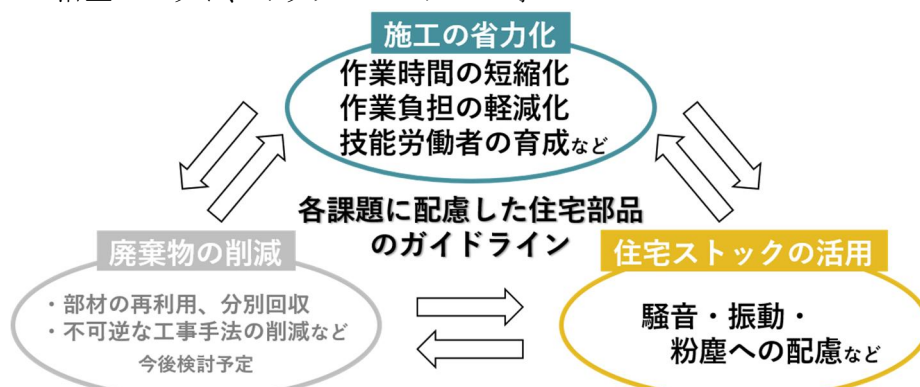
本ガイドラインに記載のない配慮事項がある場合は、品目毎に定める付加基準の中で個別に検討し規定することができます。

4. 今後の予定

(1) 関係企業・団体のニーズや認定取得見込みを把握したうえで、順次B L認定基準の改正を行い、品目毎に本ガイドラインの内容を付加基準に反映していくとともに、新規品目のB L認定基準制定にもつなげていきます。

(2) 基準化にあたっては、検討WG等でガイドライン作成にご協力を頂いた次の品目を先行し候補として考えていきます。

候補品目：給湯機、暖・冷房システム、内装、改修用サッシ、改修用玄関ドア
浴室ユニット、キッチンシステム 等



～新たな社会的要請に対応したBL部品の取組み～

以 上